# お客さまが安心・納得して生命保険に加入できる 制度・ルールを確立するために

生保労連の産業政策

生命保険には、お客さまに安心・納得してご加入いただくための制度やルールが各種設けられています。

金融・保険分野においては、1996年以降の一連の金融システム改革により新たなルールの整備や規制緩和が進められて きましたが、わたしたちは、ルールなどの見直しにあたっては、今後ともお客さまとともに発展する生保産業であり続けるために、 「消費者保護」と「公平・公正な競争条件の確保」を大前提にすべきであると考えています。

### 生命保険に関する各種ルールの現状

### 生命保険に関する各種ルールの見直し

1990年代半ば以降の金融・保険分野における自由化の流 れの中で、生命保険に関わる各種ルールについて、さまざまな 見直しが進められてきました。見直しにおいては、利用者保護

や金融機関のガバナンスの向上等に資する「ルールの整備」が 行われてきた一方で、銀行等による保険販売の解禁をはじめ、 さまざまな規制緩和も積極的に推し進められてきました。

#### 生命保険等に関わる各種ルールの主な見直し

- ●子会社方式による生損保の相互参入
- ●「契約概要」「注意喚起情報」「意向確認書面」の導入
- ●公正な競争を促す適正な比較広告の容認
- ●根拠法のない共済における契約者保護ルールの導入
- ●銀行等による保険販売の解禁
- ●商品審査の簡素化・期間短縮
- ●「情報提供義務」「意向把握義務」の導入
- ●保険募集人に対する体制整備義務の導入

## わたしたちの基本的な考え方

### 「消費者保護 | と「公平・公正な競争条件の確保 | に資するルールの維持・整備が重要に

わたしたちは、規制緩和を通じ消費者利便の向上をはかることが重要であると考える一方で、生活基盤に直結する公共性の 高い分野や国民の安心・安全に資する領域については、消費者保護の観点から慎重な検討が必要であると考えています。また、 ルールの見直しを検討するにあたっては、「公平・公正な競争条件の確保」という視点も不可欠であり、必要な規制の整備を進め ることも重要であると考えます。

### 〈銀行等による保険販売・構成員契約ルール〉

銀行等による保険販売については、銀行等が優越的地位を 利用し圧力販売を行うことや、本業で知り得た個人情報を本 人の同意を得ることなく利用することなどを防止するため「弊 害防止措置」が設けられています。

構成員契約ルールについては、企業代理店がその関係会社 の従業員に対し販売できる商品を限定し、構成員(従業員)へ の圧力販売を禁止しています。

これらの措置・ルールはいずれも、お客さまを圧力販売など から守り、多様なニーズに合わせて自由な保険選択を可能とす る「消費者保護」のためのルールであるとともに、業態間の「公 正な競争条件の確保」の観点から存在する、重要なルールであ ることから、今後も引き続き堅持していくべきと考えます。

### 〈郵政民営化〉

郵政民営化については、民間会社との「公平・公正な競争 条件の確保」がはかられない中で、かんぽ生命の「業務範囲の 拡大」や「加入限度額の引上げ」が行われれば民業圧迫につな がることから、大いに問題であると考えます。

#### 〈共済〉

共済については、各種事業を包括的に規制する法律がなく、 根拠法などが多岐にわたっています。わたしたちは、各種共済に 関する共通のルール・法整備、保険と共済の監督体制の一元化 等の整備を進めるべきであると考えます。

# わたしたちの提言

### 銀行等による保険販売に関する「弊害防止措置」の維持・強化を

銀行等による保険販売については、取扱い可能商 品の範囲が2001年の第1次解禁より順次拡大され、 2007年12月の第4次解禁以降、銀行等はすべての 保険商品を販売することが可能(全面解禁)となって います。

圧力募集の防止や消費者の非公開情報保護の観点 から設けられている弊害防止措置については、2011 年9月に「所要の見直し」が行われ、2012年4月より 現行ルールの下で、銀行等による生命保険販売が実 施されています。

わたしたちはかねてより、消費者に対して絶大な影 響力を持つ銀行等が保険を販売することについては、 「圧力販売」や「預金・決算情報等の流用」などの深 刻な問題が生じるおそれがあり、「消費者保護」および 「公正な競争条件の確保」の観点から問題であると考 えてきました。

こうした中、わたしたちは「全面解禁」以降の弊害 防止措置の機能状況などを監視する観点から、各種 調査を実施してきました。

2018年に実施した「銀行等による保険販売に関 する消費者モニターアンケート」の結果をみると、消 費者保護ト問題があると考えられる経験をした人が 前回調査(2016年9月)の約1.000人中269人から 386人に増加しています。

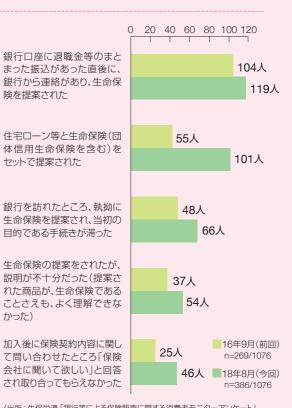
特に、「退職金等の振込があった直後に生命保険提 案を受けた」との回答が依然として多い状況にありま す。また「執拗に生命保険を提案され手続きが滞った」 「説明が不十分だった」との回答も引き続き多く、消 費者保護上の様々な問題が生じていることがうかがえ

仮に弊害防止措置が緩和されると、弱い立場である 消費者に対する被害のさらなる拡大や、生命保険市場 の健全な発展が阻害される懸念があります。

このようなことから、わたしたちは、消費者保護の徹 底や公平・公正な競争条件の確保を通じ、生命保険産 業の健全な発展をめざしていく観点から、弊害防止措 置は維持・強化すべきであると考えます。

### 「顧客データの流用」「圧力販売」などの消費者保 護上の様々な問題が生じていることがうかがえる

Q:次の選択肢に該当するような経験はありますか (複数回答) 【対象: 「ある |と回答した回答者】



(出所:生保労連「銀行等による保険販売に関する消費者モニターアンケート」 調査結果(調査期間2018年8月23日~8月27日、回答者:1076名))

## 従業員に対する圧力販売を防止するために 「構成員契約ルール」の絶対堅持を

「構成員契約ルール」は、職制等を通じた構成員(従 業員)への圧力販売を防止するために、企業代理店が その関係会社の従業員に対し、販売できる生命保険 商品を限定するルールであり、構成員向けに販売でき るのは、ニーズ顕在型の第3分野商品(医療・介護等) のみとなっています。この「構成員契約ルール」は、消

費者である従業員が自由に商品を選択するために、不 可欠なルールです。

生命保険はお客さまのニーズにきめ細かく対応するた めのコンサルティングが不可欠であるだけに、お客さまの 主体的な選択機会を十分確保するためには、消費者保護 ルールとしての「構成員契約ルール」は存続が不可欠です。

# わたしたちの提言

## 郵政民営化にあたっては、民間会社との「公平・公正な競争条件の 確保|が大前提であり、民業圧迫は認められません

わたしたちは、郵政民営化について、「民間会社との 公平・公正な競争条件を確保することが大前提であり、 これが実現しない中で、かんぽ生命の業務範囲の拡大 や加入限度額の引上げを認めることはできず、まずは、 かんぽ生命への政府関与(出資)の解消をはかることが 先決である」との主張を一貫して行ってきました。

しかし、2012年4月27日に「郵政民営化法等の一 部を改正する等の法律」が成立して以降、政府関与の 解消がはかられない中で、2014年4月より新たな学 資保険の取扱い、2016年4月に加入限度額の引上げ、 2017年6月に新規業務(終身保険等の見直し)の取 扱い、さらには、2018年12月にも新規業務(引受基 準緩和型商品及び先進医療特約の創設)の取扱いが 認められています。

また、2015年3月に、一般個人の方を対象に実施し た「郵政民営化に関する意識調査」の結果をみても、 いわゆる「暗黙の政府保証」が未だ払しょくされていな い実態や、大半の方がかんぽ生命の業務範囲に制限 があることを不便に感じていないことが明らかになっ ています。

こうした中、2021年5月には、かんぽ生命が日本郵 政の保有するかんぽ生命株式を取得したことで、日本 郵政の議決比率は49.9%となりましたが、日本郵政を 通じたかんぽ生命への間接的な政府出資は、引き続き 残ることから、未だにかんぽ生命と民間会社との公平. 公正な競争条件は確保されていないと考えます。

かんぽ牛命の業務範囲の拡大や加入限度額の引上 げは、「民業圧迫」を招くことが明らかであり、民間生 命保険会社で働く者の雇用・生活に多大な影響を及ぼ す懸念や、健全な金融システムの発展を阻害するおそ れがあると考えています。

わたしたちは、郵政民営化にあたっては、民間会社 との「公平・公正な競争条件の確保」が大前提であり、 これが実現しなければ、かんぽ生命の「業務範囲の拡 大」や「加入限度額の引上げ」は認められるべきではな いと考えます。

	改正郵政	<b>牧民営化法成立後の主な動き</b>		
2012年	9月3日	【かんぼ生命】 ●学資保険改定の認可を申請(金融庁長官・総務大臣宛)		
	10月29日	【日本郵政】 ●「日本郵政グループの株式上場等」を公表		
2014年	1月24日	【総務省・金融庁】 ●学資保険の改定を認可		
	4月2日	【かんぽ生命】 ●新たな学資保険の取扱いを開始		
2015年	11月4日	【日本郵政グループ3社】 ●東京証券取引所市場第一部上場		
	12月25日	【郵政民営化委員会】 ● かんぽ生命の加入限度額引上げに関する見解を表明		
2016年	4月1日	【総務省・金融庁】 ●かんぽ生命の加入限度額引上げに関する政令を施行		
2017年	3月31日	[かんぼ生命] ●終身保険、定期年金保険、入院特約の見直しの認 可を申請(金融庁長官・総務大臣宛)		
	6月19日	【総務省・金融庁】 ◎終身保険、定期年金保険・入院特約等の見直しを認可		
2018年	10月16日	[かんぼ生命] ● 新規業務(引受基準緩和型商品及び先進医療特 約の創設)の認可を申請(金融庁長官・総務大臣宛)		
	12月25日	【総務省・金融庁】 ●かんぼ生命の新規業務(5)受基準緩和型商品 および先進医療特約の創設)を認可		
0004/5	5月14日	【日本郵政グループ】  ■ 2025年度までの中期経営計画「JPビジョン2025」 で当該期間中のできる限り早期に金融2社株式の保有割合を50%以下とすることをめざすことを表明		
2021年		【かんぽ生命・日本郵政】		

かんぽ生命が日本郵政の保有するかんぽ生命株式

かんぽ生命の新規業務は届出制へ)

を取得(日本郵政の議決権比率は49.9%に低下し、

5月17日

#### 郵政民営化に関する国民意識調査<2015年3月実施>結果(抜粋) Q:あなたが「かんぽ生命」の生命保険に加入した(ある: Q:あなたは「かんぽ生命」に業務範囲の制限(加入 いは加入を検討している)一番の理由は何ですか 限度額等)があることに不便を感じますか 【対象:「かんぽ生命(旧簡易保険を含む)」に加入している(加入を検討している)方】 【対象:全員】 4.5% 4.9% 信頼感・安心感がある 不便である 不便を感じない 政府出資があり、政府 11.8% の関与が期待できそうだから 分からない 53.3% 12.2% 商品・サービスが良い 35.2% 66.7% 職員の対応が良いから (n=246) (n=1078)

# わたしたちの提言

### 各種制度共済などに関する制度・ルールの整備を

共済事業は本来、特定の人を対象としているにもか かわらず、明らかに逸脱しているケースもみられ、今 後、保険と共済の不公正な競合事例が増加するおそ れがあります。

「根拠法のない共済」(「特定保険業者」) について は、保険業法の適用範囲の見直しにより、一部の団体 を除き、保険の引受けを行うすべての事業者に保険業 法の規定が適用されることとなり、一定の前進がはか られました。2010年11月には、再び保険業法が改正 され、一定の要件に該当する団体は、当分の間、一般 社団・財団法人への移行などを条件に、行政庁の認可 を受けて事業を継続できることとなったことから、その 動向に注視していく必要があると考えます。

一方、「根拠法のある共済」(制度共済)は、本来、 相互扶助を目的として特定の組合員を対象に給付を 行うものですが、「JA共済」や「全労済」「全国生協連」 などの各種制度共済は巨大化しており、生命保険との 相違が不明確になっています。

少額短期保険業者についても、共済と同様の課題 があるため、その動向を注視していく必要があると考

わたしたちは、監督当局や根拠法などが区々となっ ている各種制度共済などについて、共通のルール・法 整備や保険と共済の監督体制の一元化、生保と同様 のセーフティネットの整備などを進めるべきであると 考えます。

	主な共済団体	根拠法	監督官庁	
	JA共済連	農業協同組合法	農林水産省	
生協等	全国生協連(県民共済等)	地域を主体		厚生労働省
	全労済(こくみん共済等)	労働組合を主体	消費生活協同組合法	
	労働組合生協共済	万国組口で土体		
	企業内、PTA、町内会等の共済	なし	なし	

## 募集・販売ルールの見直しや新たな保険商品・サービスのあり方の検 討に際しては、生命保険商品の特性と消費者利益との関連を踏まえ た議論を

生命保険商品の募集・販売ルールについては、消費 者利益に資するよう、様々な見直しが行われ、2006 年4月からは「契約概要」や「注意喚起情報」の提供が、 また、2007年4月からは「意向確認書面」が導入され ました。

さらに、2013年6月に取りまとめられた金融庁「保 険商品・サービスの提供等の在り方に関するワーキン グ・グループ報告書」では、「保険募集・販売ルールの あり方」として「意向把握義務の導入」「情報提供義務 の法定化」「募集文書の簡素化」や、「保険商品・サー ビスのあり方」として「不妊治療に係る保険」「サービ ス提供業者への保険金直接支払い」などが示されまし た。この「意向把握義務」や「情報提供義務」の導入と それに伴う新たな措置は、その後の保険業法の一部 改正や政府令、監督指針の改正を経て、2016年5月 末より適用されています。わたしたちは、こうした措置

が真に消費者利益につながるよう、その運用面におい てしっかりとした対応が求められているものと認識し、 日々の活動に努めていきます。

なお、2017年3月末には、金融庁「顧客本位の業 務運営に関する原則」が公表され、生保会社を含む各 金融事業者には、当原則を踏まえて主体的に創意工 夫し、お客さまにより良い商品・サービスを提供してい くことが一層求められています。

募集・販売ルールや新たな保険商品・サービスのあ り方などについては、今後も適宜検討が行われるもの と考えられます。わたしたちは、そうした検討に際して は、「消費者保護」をはかった上で「消費者利益」を損 なうこととならないよう、「規制の法益」と「実務上の負 担」の双方を比較考量しつつ議論を進めるべきである と考えます。

28 国民・社会の負託に応える生命保険産業をめざして 国民・社会の負託に応える生命保険産業をめざして 29